
公開草案

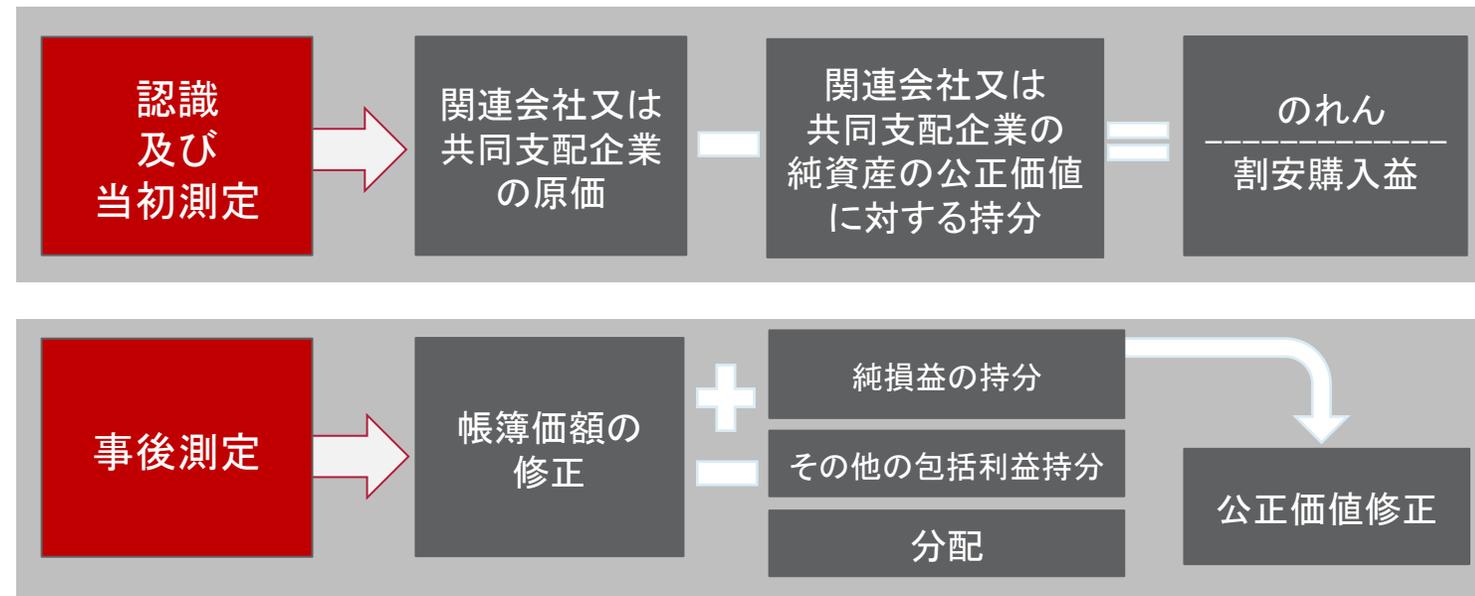
持分法会計—IAS第28号
「関連会社及び共同支配企業に対する投資」
(202x年改訂)

持分法会計

適用範囲

- 連結財務諸表においては、関連会社及び共同支配企業に対する投資への適用が要求される(IAS第28号)
- 個別財務諸表においては、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資への適用が認められる(IAS第27号「個別財務諸表」)

会計処理

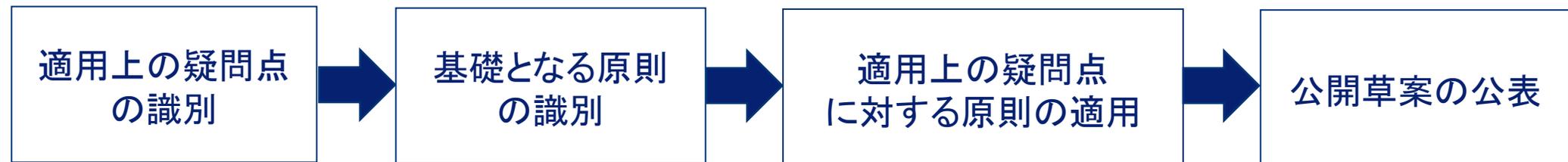


プロジェクトの背景

目的

- 持分法会計に関する適用上の疑問点に回答することで実務の不統一を減少させる
- IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に対する理解可能性を改善する

プロジェクトのアプローチ



重要な影響力又は共同支配の獲得

適用上の疑問点

- 投資者又は共同支配投資者は、関連会社又は共同支配企業の原価をどのように当初測定するか？
- 原価に何を含めるか？
- 投資者又は共同支配投資者は、関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する持分に関する繰延税効果を含めるか？



IASBが提案する回答

- 原価を移転した対価の公正価値（過去に保有していた所有持分の公正価値を含む）で測定する
- 条件付対価を移転した対価の一部として認識し、公正価値で測定する
- 投資の帳簿価額に繰延税効果を含める

所有持分の変動—追加の持分の購入

適用上の疑問点

重要な影響力又は共同支配を保持している間に、追加の所有持分を購入する投資者又は共同支配投資者は、当該追加の所有持分をどのように認識及び測定するか？



IASBが提案する回答

- 購入の日に、識別可能な資産及び負債の公正価値に対する追加の持分を投資の帳簿価額に追加する
- 移転した対価の公正価値と、識別可能な資産及び負債の公正価値に対する追加の持分の差額を、次のいずれかとして会計処理する
 - のれん(投資の帳簿価額に含める)
 - 割安購入益(純損益に含める)

所有持分の変動—所有持分の処分

適用上の疑問点

重要な影響力又は共同支配を保持している間に、所有持分を処分する投資者又は共同支配投資者は、投資のうち処分した部分をどのように測定するか？

IASBが提案する回答

- 処分の日に、処分した部分を、投資の帳簿価額の比例部分として測定する
- 受取対価と処分した部分の金額の差額を純損益に利得又は損失として認識する

所有持分の変動—その他の変動

適用上の疑問点

投資者又は共同支配投資者は、*重要な影響力又は共同支配を保持している間の、その他の所有持分の変動をどのように会計処理するか？*

IASBが提案する回答

このような所有持分の変動を、所有持分を購入又は処分したかのように会計処理する

例

関連会社が、現金を対価として第三者に新株を発行する。投資者の所有持分は減少するが、投資者は重要な影響力を保持する

投資者は、所有持分の減少を処分として扱い、関連会社の純資産の変動に対する投資者の持分と、投資者の投資のうち処分された部分との金額の差額を、純損益に利得又は損失として認識する

純損益及びその他の包括利益に対する持分

適用上の疑問点

投資者又は共同支配投資者は、次の場合、純損益及びその他の包括利益に対する投資者の持分をどのように認識するか？

- 純損益に対する投資者又は共同支配投資者の持分と、その他の包括利益に対する投資者又は共同支配投資者の持分が両方とも損失であり、その額が純投資の額と同額か又は超過する場合
- 純投資の金額をゼロまで減額していて、純損益に対する投資者又は共同支配投資者の持分、又はその他の包括利益に対する投資者又は共同支配投資者の持分のいずれかが利益の場合

IASBが提案する回答

投資者又は共同支配投資者は、次のように会計処理する

- 純損益に対する投資者又は共同支配投資者の持分を認識し、その後その他の包括利益に対する投資者又は共同支配投資者の持分を認識する
- 純損益に対する投資者又は共同支配投資者の持分と、その他の包括利益に対する投資者又は共同支配投資者の持分を区分して認識する

関連会社及び共同支配企業との取引

適用上の疑問点

投資者又は共同支配投資者は、子会社を関連会社又は共同支配企業に売却することにより生じる利得又は損失を、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号を適用してどのように認識するか？

IASBが提案する回答

関連会社又は共同支配企業とのすべての取引から生じる利得又は損失の全額を認識する

IAS第28号の現行の要求事項では、関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ、利得又は損失を認識する（例えば、25%の所有持分を有する投資者は、利得又は損失の75%を認識する）。修正案は、当該要求事項を利得又は損失の全額を認識することを要求するように変更するものである。

修正案は、2014年に公表されたものの適用が無期限に延期されているIAS第28号およびIFRS第10号に対する修正を撤回するものである。

ご視聴いただき
ありがとうございました

提案をご確認いただき、フィードバックを
お寄せください

さらなる情報は、IFRS財団の
ウェブサイト ([ifrs.org](https://www.ifrs.org)) をご覧ください

